

文 書 番 号
年 月 日

三 重 県 知 事 宛て

住 所
学校法人 ○ ○ 学 園
設立代表者

学 校 法 人 寄 附 行 為 認 可 申 請 書

このたび、学校法人○○学園を設立したいので、私立学校法第 23 条及び同法施行規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

1. 学校法人寄附行為
2. 設立趣意書
3. 財産目録
4. 寄附申込書
5. 設立決議録
6. 設立後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
7. 生徒納付金内訳表
8. 学校設置に要する経費及び初年度の経常経費並びに支払計画を記載した書類
9. 創設費の算出基礎表
10. 学校設置に要する経費及び初年度の経常経費の財源の調達方法及びその時期を記載した書類
11. 負債償還計画書
12. 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
13. 不動産その他の主たる財産について、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
14. 役員及び評議員（会計監査人を置く場合にあっては、会計監査人を含む。）の名簿
15. 設立代表者の履歴書
16. 私立学校法施行規則第 3 条第 1 項第 5 号から第 8 号までに掲げる書類（第 8 号に掲げる書類については、会計監査人を置く場合に限る。）
17. 設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに、校舎等の配置図及び平面図
18. 学校法人の沿革、その他参考となる書類

(注)

1. 専修学校、各種学校のみを設置する準学校法人の場合は、本文中の根拠条項を「私立学校法第 152 条第 6 項において準用する同法第 23 条及び同法施行規則第 56 条において準用する同法施行規則第 3 条」と記載すること

添付書類作成例（それぞれA 4 版）

1. 寄附行為

※別に示す作成例を参考に作成してください。

2 学校法人設立趣意書

このたび……に対応した人材を養成するため……、……等多くの方々の要請を受け、……の有志が〇〇学校の設立を計画し、この学校を設置することを目的として、学校法人〇〇学園（仮称）設立を発起したところであります。

（注）教育に関する考え方、法人を設立する理由、目的を具体的に記入する。

3 財産目録

年 月 日現在

1. 資産総額	円
内 基本財産	円
運用財産	円
収益事業用財産	円
2. 負債総額	円
3. 正味財産	円

◎ 資産内訳

1. 基本財産

(1) 土地

所在・地番	面積	評価額	備考
	m ²	円	別紙登記事項証明書 および 価格評価書のとおり
	計 m ²	計 円	

(2) 建物

種別	所在地	構造	面積	評価額	備考
校舎 講堂			1 階 m ² 2 階 m ²	円	別紙登記事項証明書 および 価格評価書のとおり
計			m ²	円	

(3) 校(園)具及び教具等

種別	名称	点数・冊数	評価額	備考
校具(園具)・教具			円	別紙評価書のとおり
図書				
その他備品				
計				

明細書別紙 基本財産計 金 円 ((1) + (2) + (3))

2. 運用財産

(1) 現金預金

種別	金額	銀行等名	備考
普通預金	円		別紙証明書のとおり
定期預金			
現金			
計			

(注) 証明書は銀行等の残高証明書

(2) 有価証券

種別	証券番号	額面金額	備考
		円	別紙証明書のとおり
計			

運用財産計 金 円 ((1) + (2))

3. 収益事業用財産

(1) 事業用敷地

所在・地番	面積	評価額	備考
	m ²	円	別紙登記事項証明書 および 価格評価書のとおり
	計 m ²	計 円	

(2) 事業用建物

構造	面積	評価額	備考
	1階 m ² 2階 m ²	円	別紙登記事項証明書 および 価格評価書のとおり
	計 m ²	計 円	

(3) 事業用動産

種別	名称	点数	評価額	備考
			円	
計				

(4) 現金（預金）

種別	現在高	銀行等名	備考
〇〇預金	円		別紙証明書のとり
現金			
計			

収益事業用財産計 金 円 ((1) + (2) + (3) + (4))

◎ 負債内訳

(1) 固定負債

債務の種別	金額	債務の相手方	備考
長期借入金	円		別紙証明書のとおり (日本私立学校振興・共済事業団 資金貸付金等)
計			

(2) 流動負債

債務の種別	金額	債務の相手方	備考
短期借入金	円		別紙証明書のとおり
未払金			
計			

負債計 金 円 ((1) + (2))

◎ 借用財産

基本財産に準じて作成し、備考欄に借用相手方、借用条件を記入すること。

(注)

1. 学校法人の財産となるべき全ての財産を記載し、資産総額は寄附申込書の合計と一致すること。
2. 基本財産は原則として負担付、又は借用のものでないこと。

年 月 日

学校法人 ○○学園

設立代表者 様

住所

氏名

寄 附 申 込 書

学校法人○○学園設立のうえは、私の所有する下記の財産を寄附します。

記

1. 土地

(1) 所在地

(2) 地 目

(3) 地 積 m^2

(4) 添付書類 登記事項証明書

2. 建物

(1) 所在地

(2) 種 類

(3) 構 造

(4) 床面積 m^2

(5) 価 格

(6) 添付書類 登記事項証明書、契約書等

3. 校（園）具及び教具等

(1) 種 類

(2) 名 称

(3) 点（冊）数 点

(4) 価格 円

(5) 添付書類 明細書

4. 現金又は預金

(1) 種 別

- (2) 現在高
- (3) 銀行名
- (4) 添付書類 残高証明書

(注) 寄附者が法人であるときは、法人内部の手続きを経たことを証する書類を添付すること。(理事会等の議事録写)

5. 学校法人〇〇〇学園設立発起人会決議録

- 1. 開催日時及び場所 〇年〇月〇日〇時〇分から〇時〇分まで
〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇会議室
- 2. 出席者氏名 〇〇〇〇、◎◎◎◎、△△△△、・・・・・・・・(以下全員)
- 3. 議案
 - (1) 学校法人〇〇〇学園設立について
 - (2) 〇〇学校の設置について
 - (3) 設立代表者の選任について
 - (4) 設立後2年間の事業計画及び収支予算書について
 - (5) 寄附受領について
 - (6) 設立当初の役員選任について
 - (7) 設立当初の評議員選任について
- 4. 議事の経過及びその結果について

〇〇〇〇氏を互選により議長に選んだ後、議案の審議に入った。

第1号議案 学校法人〇〇〇学園設立について

〇〇〇氏が、寄附行為案を示して法人設立についての意見を述べ審議に入ったが、

2、3の質疑応答がなされた後全員異議なく承認した。

第2号議案

第3号議案 設立代表者選任について

互選の結果〇〇〇〇〇氏を設立代表者と定め、一切の権限を委任することに決定した。

第4号議案

第5号議案

第6号議案 設立当初の役員選任について

〇〇〇〇〇氏から役員就任について提案があり、下記の者が役員に就任することを全員異議なく承認した。

理事 〇〇〇〇、◎◎◎◎、△△△△

監事 ××××、@@@@

第7号議案

よって、議長は議事終了の旨を述べて、〇〇時〇〇分閉会を宣した。

署名又は記名押印（発起人全員）

〇〇 〇〇

◎◎ ◎◎

△△ △△

上記は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

学校法人〇〇〇学園

設立者代表 氏名

6. 〇〇・〇〇年度事業計画

〇〇・〇〇年度においては、学校法人〇〇学園の経営方針に基づき・・・教育の理想的教育期間としての内容充実に尚一層の創意と工夫をこらし、名実共に・・・の理想校をうちたてようとするものである。このため特に両年度は〇〇学科の新設、・・・を行い、かつ各教師がその持てる能力を充分發揮して、担当教科を教授し得るよう、別紙予算書のとおり教職員の待遇費、教育研究費、・・・を計上してその目的を達成しようとするものである。

.....

資金収支予算書

年 月 日から

年 月 日まで

収入の部

(単位 円)

[illegible]

支 出 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学校 法人	(何) 大 学			<	<	〇〇高等 学 校	〇〇 幼稚園	新設〇〇 学 校	<	<	総額
			(何) 学部	<	計								
人件費支出				<		<					<		
教員人件費支出				<									
職員人件費支出				>		>					>		
役員報酬支出				<		<					<		
退職金支出				<		<					<		
(何)				<		<					<		
				<		<					<		
教育研究経費支出				<									
消耗品費支出				<									
光熱水費支出				<									
旅費交通費支出				<									
奨学費支出				<									
(何)				<									
				<									
管理経費支出				<									
消耗品費支出				<									
光熱水費支出				<									
旅費交通費支出				<									
(何)				<									
				<									
借入金等利息支出				<									
借入金利息支出				<									
学校債利息支出				<									
				<									
借入金等返済支出				<									
借入金返済支出				<									
学校債返済支出				<									
				<									
施設関係支出				<									
土地支出				<									
建物支出				<									
構築物支出				<									
建設仮勘定支出				<									
(何)				<									
				<									
設備関係支出				<									
教育研究用機器備品支出				<									
管理用機器備品支出				<									
図書支出				<									
車両支出				<									
ソフトウェア支出				<									
(何)				<									
計				<									

- (注) 1. 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。
2. この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
3. この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
4. どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

活 動 区 分 資 金 収 支 予 算 書

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

	科 目		金 額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	
		手数料収入	
		特別寄付金収入	
		一般寄付金収入	
		經常費等補助金収入	
		付随事業収入	
		雑収入	
		(何)	
		教育活動資金収入計	
	支出	人件費支出	
		教育研究経費支出	
		管理経費支出	
		教育活動資金支出計	
		差引	
		調整勘定等	
		教育活動資金収支差額	
施設整備等活動による資金収支	科 目		金 額
	収入	施設設備寄付金収入	
		施設設備補助金収入	
		施設設備売却収入	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何) 引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		施設整備等活動資金収入計	
	支出	施設関係支出	
		設備関係支出	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何) 引当特定資産繰入支出	
		(何)	
		施設整備等活動資金支出計	
		差引	
		調整勘定等	
		施設整備等活動資金収支差額	
小計 (教育活動資金収支差額＋施設整備等活動資金収支差額)			
その他の活動による資金収支	科 目		金 額
	収入	借入金等収入	
		有価証券売却収入	
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何) 引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		小計	
		受取利息・配当金収入	
		収益事業収入	
		(何)	
		その他の活動資金収入計	
	支出	借入金等返済支出	
		有価証券購入支出	
		第3号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何) 引当特定資産繰入支出	

支 出	収益事業元入金支出	
	(何)	
	小計	
	借入金等利息支出	
	(何)	
	その他の活動資金支出計	
	差引	
	調整勘定等	
	その他の活動資金収支差額	
支払資金の増減額（小計＋その他の活動資金収支差額）		
前年度繰越支払資金		
翌年度繰越支払資金		

- （注） １．この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- ２．この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- ３．調整勘定等の項には、活動区分ごとに、資金収支計算書の調整勘定（期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金等）に調整勘定に関連する資金収入（前受金収入、前期末未収入金収入等）及び資金支出（前期末未払金支払支出、前払金支払支出等）を相互に加減した額を記載する。また、活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程を注記する。

事業活動収支予算書

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

	部 門	学校法人	〇〇大学		〇〇高等学校			〇〇幼稚園		新設〇〇学校		総額
					〇〇高等学 校	〇〇幼稚園	新設〇〇学 校					
教育活動収入の部	科 目											
	学生生徒等納付金											
	授業料											
	入学金											
	実験実習料											
	施設設備資金											
	(何)											
	手数料											
	入学検定料											
	試験料											
	証明手数料											
	(何)											
	寄付金											
	特別寄付金											
	一般寄付金											
	現物寄付											
	経常費等補助金											
	国庫補助金											
	地方公共団体補助金											
	(何)											
	付随事業収入											
	補助活動収入											
	付属事業収入											
	受託事業収入											
	(何)											
雑収入												
施設設備利用料												
廃品売却収入												
(何)												
教育活動収入計												
事業活動支出の部	人件費											
	教員人件費											
	職員人件費											
	役員報酬											
	退職給与引当金繰入額											
	退職金											
	(何)											
	教育研究経費											
	消耗品費											
	光熱水費											
	旅費交通費											
	奨学費											
	減価償却額											
	(何)											
	管理経費											
	消耗品費											
	光熱水費											
	旅費交通費											
	減価償却費											
	(何)											
	徴収不能額等											

[illegible]

注 意

7. 生徒納付金内訳表

(単位 円)

		授業料		計	入学金	入学時 寄付金	入学 検定料
学校名		学年					
既設校分 (申請年度)	〇〇高等学校	1 年					
		2 年					
		3 年					
	〇〇幼稚園	3 歳児					
		4 歳児					
		5 歳児					
新設校分 (開設年度)	(新設) 〇〇学校	1 年次					
		2 年次					

注

1. 学校法人が納付させているものすべてについて、1 人当たり年額を種類別に記載すること。
2. 新設校分の 2 年次欄には、開設年度の入学者が次年度に納付することとなる額を記載すること。

8. 学校設置に要する経費及び初年度の経常的経費並びに支払計画を記載した書類

(単位 千円)

区分 \ 年度		○ ○	○ ○	申 請 年 度	開 設 年 度	○ ○	合 計	備 考
学校設置に要する経費 (創設費)	校 地 (うち、 造成費)	m ² 千円 〔 m ² 千円〕	()	()	()	()	()	
	校 舎	m ² 千円						
	図 書	冊 千円						
	教 具 校 備							
	小 計	千円						
新設校の初年度の 経常経費								
合 計		千円						
支 払 計 画	自己資金	千円						
	借 入 金	千円						
	未 払 金	千円						
	合 計	千円						

注 1. 今回申請の学校設置のための全体計画について、創設費及び初年度の経常経費並びに支払計画を年度ごとに区分して記載すること。

2. 新設校の初年度の経常経費の額は、事業活動収支予算書の開設年度の新設校分事業活動支出計の合計額を記載すること。

3. 既設校から転用する校地、校舎、設備等がある場合には、その数量及び価額は備考欄に記載すること。

例 校地○○m²○○千円、校舎○○m²○○千円、設備○○点○○千円

4. なお、次の様式により「創設費の算出基礎表」を作成すること。

9. 創設費の算出基礎表

年度 区分	○ ○							開設 年度	合計
校 地	契約 年月日	契約相手方 氏名 (職業)	契約物件 所在地	面積	契約金額 (単価)	支払 (予定) 年 月 日	支払 (予定) 金 額		m ² 千円
	(買収費) ○○○○ (造成費)	○○○○ (○○)	○○市 ○○町 ○○番地	○m ²	○○千円 (○千円 /m ²)	○○○○○ ○○○○○	○○千円 ○○千円		
	計			m ²	千円	千円			
校 舎	種別	構造	面積	金額 (単価)	支払 (予定) 年 月 日	支払 (予定) 金 額	摘要		m ² 千円
	○○課程 校舎 ○月○日 着工 ○○月○日 完成予定 設計料	鉄筋コンク リート造 ○階建 内訳 ┌ 建築工事 ├ 給排水 ├ 電気設備 └ 工事 特殊工事	○m ²	○○千円 (○千円/m ²) ○○千円 ○○千円 ○○千円 ○○千円	○○○○○ ○○○○○ (○千円/m ²) (○千円/m ²) (○千円/m ²)	○○千円 ○○千円 }			
	計		m ²	千円	千円				
図 書	種別	冊数	金額	単価	支払 (予定) 年 月 日	支払 (予定) 金 額	摘要		冊 千円
	○○教育 関係図書 ○○雑誌	○○冊 ○○種	○○千円 ○○千円	○○千円 ○○千円	○○○○○ ○○○○○	○○千円 ○○千円			
			千円			千円			
教具 校具 設備	種別	数量	金額	単価	支払 (予定) 年 月 日	支払 (予定) 金 額	摘要		点 千円
	○○ ○○	○○点 ○○点	○○千円 ○○千円	○○千円 ○○千円	○○○○○ ○○○○○	○○千円 ○○千円			
	計	点	千円			千円			
合計	千円								千円

注1. 前ページの学校設置に要する経費（創設費）の算出基礎について記載すること。

2. 校舎、図書、設備等について契約が完了している場合は、摘要欄に契約年月日、契約相手方氏名等を記載すること。

3. 契約が完了している場合は、契約書、領収書等の写し（※）を添付すること。

※契約が完了していない場合は、見積り書等の写しを添付すること。

10. 学校設置に要する経費及び初年度の経常経費の財源調達方法及びその時期を記載した書類

(単位 千円)

区分 \ 年度		〇〇年度以前	〇〇	〇〇	申請年度	開設年度	〇〇	合計
自己資金	生徒納付金収入	千円						
	寄付金収入	千円						
	補助金収入	千円						
	資産運用収入	千円						
	資産売却収入	千円						
	事業収入	千円						
	小計	千円						
借入金	日本私立学校振興・共済事業団	千円						
	市中金融機関	千円						
		千円						
	小計	千円						
合計		千円						

注

1. 前ページの創設費及び初年度の経常経費の支払財源について、その調達方法及び時期別に年度ごとに記載すること。

1 1 . 負債償還計画書

	借入先	当初 借入 金額	借入 年月日	返済期 間及び 利率	申請時 までの 償還額	申請時 現在の 残高	借入金に対する返済計画				借入目的 (借入金 の用途)
							申請年度	開設年度	〇〇	〇〇	
申請時 現在の 負債 残高	日本私立 学 校 振 興・共済 事業団	千円	〇年 〇月 〇日	〇年 % (措置〇年)	千円	千円	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	
							()	()	()	()	
	小計						()	()	()	()	
	〇〇銀行						()	()	()	()	
							()	()	()	()	
	小計						()	()	()	()	
	学債						()	()	()	()	
	(延払金) 〇〇建設						()	()	()	()	
申請時 以降の 借入 予定	小計						()	()	()	()	
								()	()	()	
									()	()	
										()	
	小計						()	()	()	()	
合計											
年度末残高（元金のみ）											
償還財源の内訳											

注

- 1 . 法人全体についての負債（未払金及び申請時以降に予定している負債を含む。）償還計画を年度ごとに作成すること。（ ）内には当該年度分利息の額を記載すること。
- 2 . 償還財源の内訳欄には、年度ごとに償還財源の内訳を詳細に記載すること。
- 3 . 借入目的欄には、借入目的（例えば、〇〇学校〇学科校舎建築費（〇〇千円）に充当等）及び抵当物件等を具体的に記載すること。
- 4 . 短期借入金についても、上記と同様に記入すること。

1 3. 価格評価書

1. 校地

所在地	面積	評価額
	m ²	円

2. 校舎

所在地	構造	面積	評価額
		m ²	円

3. 校具、教具、図書、備品等 点 円

(イ) 校具、教具 点 円

品名	数量	評価額	品名	数量	評価額	品名	数量	評価額

(ロ) 図書、備品等 点 円

品名	数量	評価額	品名	数量	評価額	品名	数量	評価額

上記のとおり価格評価いたします。

年 月 日

評価人 住所
氏名

1 4. 役員及び評議員の名簿

役員名簿 定数：理事○人、監事○人

	名 前	選出区分 (寄附行為の該当条文)
理事		第○条第○項第○号
理事		第○条第○項第○号
理事		第○条第○項第○号
理事		第○条第○項第○号
理事		第○条第○項第○号
監事		
監事		

評議員名簿 定数：評議員○人

	名 前	選出区分 (寄附行為の該当条文)
評議員		第○条第○項第○号
評議員		第○条第○項第○号
評議員		第○条第○項第○号
評議員		第○条第○項第○号
評議員		第○条第○項第○号
評議員		第○条第○項第○号

会計監査人 ※会計監査人を設置する場合のみ

	名 前
会計監査人	
会計監査人	

16. 私立学校法施行規則第3条第1項第5号から第8号までに掲げる書類（第8号に掲げる書類については、会計監査人を置く場合に限る。）

下記の書類を提出してください。

＜私立学校法施行規則第3条第1項＞

五 理事に関する次に掲げる書類

- イ 理事の就任承諾書及び履歴書
- ロ 理事が法第三十一条第一項各号に該当しない者であることを証する書類
- ハ 理事が監事又は評議員を兼ねる者でないことを証する書類
- ニ 理事のうちに、法第三十一条第四項第一号に掲げる者が含まれていることを証する書類
- ホ 理事のうちに、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（法第三十一条第六項に規定する特別利害関係をいう。以下同じ。）を有する者が含まれていないことを証する書類
- ヘ 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の三分の一を超えていないことを証する書類

六 監事に関する次に掲げる書類

- イ 監事の就任承諾書及び履歴書
- ロ 監事が法第四十六条第一項各号に該当しない者であることを証する書類
- ハ 監事が評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないことを証する書類
- ニ 監事のうちに、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類

七 評議員に関する次に掲げる書類

- イ 評議員の就任承諾書及び履歴書
- ロ 評議員が法第三十一条第一項各号に該当しない者であることを証する書類
- ハ 評議員のうちに、法第六十二条第三項各号に掲げる者（同項第二号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まれていることを証する書類
- ニ 評議員のうちに、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
- ホ 法第六十二条第三項第一号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えていないことを証する書類
- ヘ 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えていないことを証する書類

八 会計監査人に関する次に掲げる書類

- イ 会計監査人の就任承諾書
- ロ 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- ハ 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）であることを証する書類
- ニ 会計監査人が法第八十一条第三項各号に該当しない者であることを証する書類

就 任 承 諾 書

学校法人〇〇〇学園設立のうえは、当初の理事（監事・評議員・会計監査人）に就任することを承諾します。

年 月 日

学校法人 〇〇学園

設立代表者 〇〇 〇〇 様

住所

氏名

添付書類

（１）履歴書

（２）誓約書

理事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類
(私立学校法施行規則第3条第1項第5号関係)

宣誓書

各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを宣誓します。

- 一 私立学校法第31条第1項各号及び第2項に該当しない者であること
- 二 監事又は評議員を兼ねる者でないこと
- 三 理事のうちに、私立学校法第31条第4項各号に掲げる者が含まれていること
- 四 理事のうちに、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 五 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の3分の1を超えていないこと

年 月 日

学校法人〇〇学園

設立代表者 〇〇〇〇

- (注) 1 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。
- 2 私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上の評議員」は「3人以上の評議員」と変更することができる。

<関係法令>

■私立学校法

(理事の資格及び構成)

第三十一条 次に掲げる者は、理事となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
- 三 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
- 四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 学校法人が第百三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの
- 2 第三十三条第三項若しくは第四十八条第二項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第百三十三条第十項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から二年を経過しない者（第四十六条第一項第二号及び第六十二条第二項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。
- 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
- 4 理事には、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 当該学校法人の設置する私立学校（二以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか一以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第三十六条第三項第三号において同じ。）
 - 二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者
- 5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。
- 6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。
- 7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。

■私立学校法施行規則

(特別利害関係)

第十二条 法第三十一条第六項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の特別な利害関係として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 一方の者が他方の者の使用人である関係
- 三 一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している関係
- 四 一方の者が他方の者の前二号に掲げる関係の者の配偶者である関係
- 五 一方の者が他方の者の第一号から第三号までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする関係

監事が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類
(私立学校法施行規則第3条第1項第6号関係)

宣誓書

各監事について、次に適合していることを宣誓します。

- 一 私立学校法第46条第1項各号に該当しない者であること
- 二 評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと
- 三 監事のうちに、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

年 月 日

学校法人〇〇学園

設立代表者 〇〇〇〇

- (注) 1 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。
- 2 私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上」は「3人以上」と変更することができる。

<関係法令>

■私立学校法

(理事の資格及び構成)

第三十一条 次に掲げる者は、理事となることができない。

- 一 法人
 - 二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
 - 三 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
 - 四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 五 学校法人が第百三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの
- 2 第三十三条第三項若しくは第四十八条第二項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第百三十三条第十項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から二年を経過しない者（第四十六条第一項第二号及び第六十二条第二項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。
- 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
- 4 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。
- 一 当該学校法人の設置する私立学校（二以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか一以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第三十六条第三項第三号において同じ。）
 - 二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者
- 5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。
- 6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。
- 7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。

(監事の資格)

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができない。

- 一 第三十一条第一項各号に掲げる者
 - 二 被解任役員
- 2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。
- 3 監事は、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。

■私立学校法施行規則

(特別利害関係)

第十二条 法第三十一条第六項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の特別な利害関係として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 一方の者が他方の者の使用人である関係
- 三 一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している関係
- 四 一方の者が他方の者の前二号に掲げる関係の者の配偶者である関係
- 五 一方の者が他方の者の第一号から第三号までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする関係

評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類
(私立学校法施行規則第3条第1項第7号関係)

宣誓書

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを宣誓します。

- 一 私立学校法第62条第1項及び第2項に該当しない者であること
- 二 私立学校法第62条第3項各号に掲げる者が含まれていること
- 三 評議員のうちに、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 四 私立学校法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の3分の1を超えていないこと
- 五 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えていないこと
- 六 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の2分の1を超えていないこと

年 月 日

学校法人〇〇学園

設立代表者 〇〇〇〇

- (注) 1 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。
- 2 私立学校法第62条第3項第2号に掲げる者の該当が無い場合は、「私立学校法第62条第3項各号」は「私立学校法第62条第3項第1号」と変更することができる。
- 3 私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上」は「3人以上」と、「6分の1」は「3分の1」と変更することができる。

<関係法令>

■私立学校法

(理事の資格及び構成)

第三十一条 次に掲げる者は、理事となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
- 三 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
- 四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 学校法人が第百三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの
- 2 第三十三条第三項若しくは第四十八条第二項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第百三十三条第十項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から二年を経過しない者（第四十六条第一項第二号及び第六十二条第二項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。
- 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
- 4 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。
 - 一 当該学校法人の設置する私立学校（二以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか一以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第三十六条第三項第三号において同じ。）
 - 二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者
- 5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。
- 6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。
- 7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。

(評議員の資格及び構成)

第六十二条 第三十一条第一項各号に掲げる者は、評議員となることができない。

- 2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。
- 3 評議員には、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まれなければならない。
 - 一 当該学校法人の職員
 - 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもの（前号に掲げる者を除く。）
- 4 評議員は、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。
- 5 評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
 - 一 第三項第一号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えないこと。
 - 二 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の二分の一を超えないこと。
 - 三 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えないこと。

■私立学校法施行規則

(特別利害関係)

第十二条 法第三十一条第六項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の特別な利害関係として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 一方の者が他方の者の使用人である関係
- 三 一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している関係
- 四 一方の者が他方の者の前二号に掲げる関係の者の配偶者である関係
- 五 一方の者が他方の者の第一号から第三号までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする関係

会計監査人が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類
(私立学校法施行規則第3条第1項第8号関係)

宣誓書

各会計監査人について、次に適合していることを宣誓します。

- 一 私立学校法第81条第3項各号に該当しない者であること

年 月 日

学校法人〇〇学園

設立代表者 〇〇〇〇

<関係法令>

■私立学校法

(会計監査人の資格)

第八十一条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三項第二号及び第八十六条第六項第三号において同じ。）又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員（次項第二号に掲げる者を除く。）の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを学校法人に通知しなければならない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- 一 公認会計士法の規定により、第百三条第二項に規定する計算書類について監査をすることができない者
- 二 学校法人の子法人若しくは子法人役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

18. 学校法人の沿革、その他参考となる書類

(1) 学校法人の概要

(2) 学校法人の事務組織

学校法人等及び学校等の組織表

